

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 6 号に規定する流し網漁業（中目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 4 年（2022 年）1 月 7 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網 漁業	中目流し網 漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし  (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	2 隻	1 葦北郡芦北町大字田浦に 住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受け た漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年（2022 年）1 月 11 日から令和 4 年（2022 年）1 月 19 日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 5 年（2023 年）11 月 30 日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
  - ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
  - イ 同時に使用する網具の全長は、450 メートルを超えてはならない。
  - ウ 網目の大きさは、5 センチメートル以上 9 センチメートル未満でなければならない。
  - エ 網丈は、7 メートルを超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操 業 区 域	漁 業 時 期
火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先	1 月 1 日から 12 月 31 まで
不知火海 上天草市松島町と同市姫戸町の海岸線における境界から葦北郡芦北町白神瀬を見通した延長線以南の不知火海。ただし、下記の左欄の期間中右欄の区域及び共同漁業権漁場内を除く。	2 月 1 日から 11 月 30 日まで

期 間	区 域
5 月 1 日から 7 月 31 日まで	<p>次のア、イ、ウの点とエ、オの点及びカ、キの点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>ア 上天草市龍ヶ岳町(以下、「龍ヶ岳町」という。)樋島タク鼻</p> <p>イ 八代市大築島西端から龍ヶ岳町樋島琵琶の首を見通した線の延長線と天草市御所浦町(以下、「御所浦町」という。)烏ヶ峠(標高 442 メートル)から葦北郡津奈木町大門崎を見通した線の交点</p> <p>ウ 御所浦町烏ヶ峠山頂</p> <p>エ 御所浦町元の尻</p> <p>オ 天草市戸の崎</p> <p>カ 龍ヶ岳町和田の鼻</p> <p>キ 龍ヶ岳町山下鼻</p>